

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき、「あま市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（平成28年3月策定）における取組の実施状況を次のとおり公表します。

1 女性の管理職登用に向けた人材育成の推進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに主査級相当職以上の女性職員（事務職、保育士職）の割合を平成26年度の実績（28.70%）より1%以上引き上げ、30.00%以上にします。

<実績>

年 度	割 合
平成26年度 (計画初期値)	28.70 %
平成27年度	30.67 %
平成28年度	33.75 %
平成29年度	33.75 %
平成30年度	35.26 %
令和元年度	37.81 %
令和2年度	37.50 %

2 超過勤務時間の縮減

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに常勤職員（事務職）の平均超過勤務時間を平成26年度の実績（月12.8時間）から2割以上縮減し、月10.0時間以下にします。

<実績>

年 度	時 間 数
平成26年度 (計画初期値)	12.8 時間
平成27年度	8.6 時間
平成28年度	9.7 時間
平成29年度	10.1 時間
平成30年度	13.1 時間
令和元年度	13.2 時間
令和2年度	12.9 時間

※ 技能労務職を含み、保育士職を除く。

3 年次有給休暇の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに常勤職員の年次有給休暇の平均取得日数を平成26年度の実績（10.8日）より1割以上引上げ、12日以上にします。

<実績>

年 度	日 数
平成26年度 (計画初期値)	10.8 日
平成27年度	10.2 日
平成28年度	9.9 日
平成29年度	10.5 日
平成30年度	10.4 日
令和元年度	10.3 日
令和2年度	11.5 日

4 職員の妻の出産を事由とする特別休暇（配偶者出産休暇）の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに、職員の妻の出産に伴う配偶者出産休暇の取得率を100%にします。

<実績>

年 度	割 合
平成26年度 (計画初期値)	38.46 %
平成27年度	33.33 %
平成28年度	78.57 %
平成29年度	40.00 %
平成30年度	72.73 %
令和元年度	83.33 %
令和2年度	66.67 %

5 育児休業等の取得促進

<目標>

平成32年度（令和2年度）までに、男性職員の育児休業等（産前産後の育児参加のための特別休暇5日を含む。）の取得率を30%以上にし、女性職員の育児休業の取得率を100%のまま維持します。

<実績>

年 度	割 合	
	男 性	女 性
平成26年度 (計画初期値)	0.0 %	100.0 %
平成27年度	0.0 %	100.0 %

平成28年度	20.45 %	100.0 %
平成29年度	0.0 %	100.0 %
平成30年度	27.27 %	100.0 %
令和元年度	66.67 %	100.0 %
令和2年度	83.33 %	100.0 %